

別添 2-1 (新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合)

平成 年 月 日

厚生労働大臣
又は 殿
都道府県知事

主たる事務所の所在地
医療法人 会
理事長

印

社会医療法人認定申請書

標記について、医療法施行令第5条の5及び同法施行規則第30条の36の規定に基づき申請します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名称	所在地	

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療

別添 2-2

(社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合)

平成 年 月 日

〇〇地方厚生局長
又は 殿
都道府県知事

主たる事務所の所在地
社会医療法人 会
理事長 印

決 算 届

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療(以下参照)のいずれに係るものであるかの別(当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て)を記載すること。

○救急医療(精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。)

○災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧		申請時	毎決算後	備考
<input type="checkbox"/>	社会医療法人認定申請書	○	—	
<input type="checkbox"/>	決算届	—	○	
<input type="checkbox"/>	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）				
<input type="checkbox"/>	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
<input type="checkbox"/>	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
<input type="checkbox"/>	添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
<input type="checkbox"/>	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
<input type="checkbox"/>	添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
<input type="checkbox"/>	添付書類3-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
<input type="checkbox"/>	添付書類3-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
<input type="checkbox"/>	添付書類3-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
<input type="checkbox"/>	添付書類4（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
<input type="checkbox"/>	添付書類5（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
<input type="checkbox"/>	添付書類6（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
<input type="checkbox"/>	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	○	※
<input type="checkbox"/>	書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
<input type="checkbox"/>	書類付表2（経理等に関する明細表）	○	○	
<input type="checkbox"/>	書類付表3（保有する資産の明細表）	○	○	※
<input type="checkbox"/>	添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）） 診療報酬規程	○	○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後3月以内の届出に係る書類のうち都道府県又は地方厚生局において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載((3)を除く。)がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧	
<input type="checkbox"/>	定款（寄附行為）変更認可申請書
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあつては、理事会（評議員会）の議事録
(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)	
<input type="checkbox"/>	収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
<input type="checkbox"/>	新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
<input type="checkbox"/>	土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、医療法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧	
<input type="checkbox"/>	事業報告書
<input type="checkbox"/>	財産目録
<input type="checkbox"/>	貸借対照表
<input type="checkbox"/>	損益計算書
<input type="checkbox"/>	監事の監査報告書
医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)	
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合)	
上記に掲げる書類	
<input type="checkbox"/>	純資産変動計算書
<input type="checkbox"/>	キャッシュ・フロー計算書
<input type="checkbox"/>	附属明細表
<input type="checkbox"/>	公認会計士又は監査法人の監査報告書

注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。

(2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつても、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。

(3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。

(4) 該当する書類にチェックをすること。